

経営持続化支援緊急特別対策支援金 申請・給付要領

(通則)

第1条 経営持続化支援緊急特別対策支援金(以下「特別支援金」という。)の申請については、この要領に定めるところによる。

(趣旨・目的・区分)

第2条 北海道知事(以下「知事」という。)が行う営業時間短縮や外出・往來の自粛要請(以下「時短・外出自粛等の要請」という。)などによる影響を受け、売上が大きく減少している中小法人等及び個人事業者等に対し、事業全般に広く使える特別支援金を迅速かつ公正に給付することを目的とする。なお、特別支援金の区分は次のとおりとする。

- 一 道特別支援金 A
- 二 道特別支援金 B
- 三 道特別支援金 C

(事務局の設置)

第3条 道は、前条の目的を達成するため、北海道特別支援金事務局(以下「事務局」という。)を設置し、給付に必要な事務を事務局が行う。

(給付対象者)

第4条 特別支援金の給付の申請を行う者(以下「申請者」という。)は、知事が行う時短等の要請に伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店等と直接・間接の取引があること、又は不要不急の外出・往來の自粛による影響を受けたことにより令和2年(2020年)11月から令和3年(2021年)3月まで(特別支援金Bの場合は、令和3年(2021年)4月から7月まで、特別支援金Cの場合は、令和3年(2021年)8月から10月まで)(以下「対象期間」という。)のいずれかの月で月間事業収入が前年または前々年同月(ただし、特別支援金Aにおいて比較する月を11月及び12月とした場合は前年同月のみとする。(以下「基準月」という。))と比較して50%以上(特別支援金B及び特別支援金Cの場合は30%以上50%未満)減少した月(以下「対象月」という)が存在する者であって(以下これらの影響を総称して「要請の影響」という。)、次の各号及び次条から第8条までに定める要件をいずれも充足しなければならない(以下本条から第8条までに定める要件を総称して「給付要件」という。)。ただし、特別支援金の給付の申請を行うこと及び給付を受けることは同一の申請者(同一の申請者が異なる屋号・雅号を用いて複数の事業を行っている場合を含む。)に対してそれぞれ一度に限るものとする。

- 一 申請者が中小法人等の場合には、次のイからハまでのいずれにも該当しなければならない。
 - イ 令和3年(2021年)4月時点(特別支援金Bの場合は令和3年(2021年)7月時点、特別支援金Cの場合は令和3年(2021年)10月時点)において、次の(1)又は(2)のうちいずれかを満たす法人(道内に本店を有する設立登記法人をいう。以下同じ。)であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般財団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者

の3分の2以上が個人又は次の(1)又は(2)のうちいずれかを満たす法人であること。

(1) 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。

(2) 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

ロ 基準月を含む事業年度及び対象期間において、事業収入(売上)(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第1項第31号に規定する確定申告書(以下「法人確定申告」という。))の別表1における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとする。)を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

ハ 対象期間内に、対象月が存在すること。なお、対象月への該当性を判断するに当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として、国、道及び市町村等により申請者に支払われる支援金等の現金給付を受けている年又は月については、当該現金給付を除いて事業収入の金額を算出するものとする。

二 申請者が個人事業者等(ただし、この号に定める事業収入を得ておらず、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した場合及び道内において確定申告を行っていない場合は除く。以下特に断りのない限り同じ。)の場合には、次のイからハのいずれにも該当しなければならない。

イ 道内に住所を有していること

ロ 基準月を含む事業年度及び対象期間において、事業収入(売上)(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第37号に規定する確定申告書(以下「個人確定申告書」という。))の第1表における「収入金額」等の事業欄に記載される額と同様の考え方によるものとし、令和元年(2019年)及び令和2年(2020年)の年間事業収入は該当欄に記載されるものを用いるものとする。以下同じ。ただし、第8条第2号イに基づき市町村民税又は道民税(以下「住民税」という。)の申告書類の控えを用いる場合には、令和元年(2019年)及び令和2年(2020年)の年間事業収入は市町村民税・道民税申告書の様式(5号の4)における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとする。なお、課税特例処置により、当該金額と所得税青色申告決済書に「売上(収入)金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額が異なる場合には、「売上(収入)金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額を用いることができる。)を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

ハ 対象期間内に、対象月が存在すること。なお、対象月への該当性を判断するに当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として、国、道及び市町村等により申請者に支払われる支援金等の現金給付を受けている年又は月については、当該現金給付を除いて事業収入の金額を算出するものとする

三 申請者が個人事業者等であって、前号ロに定める事業収入を得ておらず、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合には、次のイからニまでのいずれにも該当しなければならない。

イ 道内に住所を有していること

ロ 申請する基準月以降、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの(以下「業務委託契約等

収入」という。)を主たる収入として得ており(個人確定申告書第一表における「収入金額等」の「雑 業務」、「雑 その他」及び「給与」の欄に記載される収入金額のうち、業務委託契約等収入であるもの(以下「年間業務委託契約等収入」という。))が、他のいずれの収入(個人確定申告書第一表における「収入金額等」及び当該個人確定申告書第一表と同年分の個人確定申告書第三表における「収入金額」のそれぞれの所得区分(税務上、譲渡所得又は一時所得として扱われるものを除く。)の収入欄に記載される収入金額(ただし、それぞれの所得区分の収入欄に記載される収入金額に業務委託契約等収入が含まれる場合には、当該業務委託契約等収入を差し引いたもの。)をいう。)も下回らないことをいう。)、今後も事業を継続する意思があること。

ハ 対象期間内に、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の年(申請者が令和元年(2019年)又は令和2年(2020年)から選択。以下「基準年」という。)の月平均の業務委託契約等収入(基準年の年間業務委託契約等収入の金額を12で除したものをいう。以下同じ。)と比べて、業務委託契約等収入が要請の影響により50%以上(特別支援金B及び特別支援金Cの場合は30%以上50%未満)減少した月(以下「雑所得・給与所得対象月」という。)が存在すること。なお、雑所得・給与所得対象月への該当性を判断するに当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い申請者に支払われる協力金等の現金給付を受けている年又は月については、当該現金給付を除いて業務委託契約等収入の金額を算出するものとする。

ニ 基準月以降、被雇用者又は被扶養者ではないこと。

(給付額)

第5条 特別支援金の給付額は事業所単位とし、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 申請者が中小法人等の場合には、特別支援金A及び特別支援金Cの給付額は、20万円とし、特別支援金Bの給付額は、10万円とする。
- 二 申請者が個人事業者等の場合には、特別支援金A及び特別支援金Cの給付額は、10万円とし、特別支援金Bの給付額は、5万円とする。

(給付申請)

第6条 特別支援金Aの申請の受付期間は、令和3年(2021年)4月1日(木)から令和4年(2022年)1月31日(月)までとし、特別支援金Bの受付期間は令和3年(2021年)7月2日(金)から令和4年(2022年)1月31日(月)まで、特別支援金Cの受付期間は、令和3年(2021年)10月12日(火)から令和4年(2022年)1月31日(月)までとする(以下「受付期間」という。))。

2 特別支援金の給付の申請は、受付期間内に、事務局が定める方法に従い、事務局が設置するウェブサイトを通じた電子申請又は郵送申請により、事務局に対し行うものとする。なお、代理申請は認めない。

3 申請者は、次に掲げる情報(以下「基本情報」という。)を電磁的記録又は書面によって事務局に提出するものとする。

一 申請者が中小法人等の場合は、次のイからヲまでの全て。

イ 法人番号

- ロ 法人名
 - ハ 本店所在地
 - ニ 決算月
 - ホ 設立年月日
 - ヘ 業種
 - ト 事業内容
 - チ 資本金額又は出資の総額、常時使用する従業員数
 - リ 代表者情報及び担当者情報
 - ヌ 代表者連絡先及び担当者連絡先
 - ル 法人名義の振込先口座(法人名義の振込先口座が存在しない場合には、法人の代表者名義の口座。以下同じ。)に関する情報
 - ヲ その他事務局が必要と認め、申請書に定める情報
- 二 申請者が個人事業者等の場合(主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合を含む。)は、次のイからヌまでの全て。
- イ 屋号・雅号
 - ロ 業種
 - ハ 事業内容
 - ニ 職業
 - ホ 申請者住所(申請者住所と事務所所在地が異なる場合は、申請者住所及び事務所所在地)
 - ヘ 申請者氏名
 - ト 生年月日
 - チ 連絡先
 - リ 申請者本人名義の振込先口座に関する情報
 - ヌ その他事務局が必要と認め、申請書に定める情報
- 4 特別支援金の給付の申請は、申請書の他に次に掲げる書類等(以下「証拠書類等」という。)を提出するものとする。なお、令和2年(2020年)度に道の「休業協力・感染リスク低減支援金」又は、「経営持続化臨時特別支援金」を受給しており、事務局が適当と判断した場合は、一部書類を省略できる。また申請時に他区分の特別支援金を受給しており、事務局が適当と判断した場合は、申請する際に、一部書類を省略できる。
- 一 申請者が中小法人等の場合
- イ 基準月を含む事業年度の法人確定申告書別表1の控え(いずれも収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は、「受信通知」を添付すること。)及び法人事業概要説明書の控え
 - ロ 対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等(売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書面を原則とする。ただし、当該書類を提出できない合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、対象月の月間事業収入を確認できる他の書類によることも認める。)
 - ハ 第8条に定める様式1による宣誓・同意書

- ニ 申請者の履歴事項全部証明書(申請時から3ヶ月以内に発行されたもの)
 - ホ 法人名義の振込先口座の通帳の写し
 - ヘ その他事務局が必要と認める書類
- 二 申請者が個人事業主であって青色申告を行っている場合
- イ 基準月を含む事業年度の個人確定申告書第一表の控え(いずれも收受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は、「受信通知」を添付すること。ただし、收受日付印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)又は「受信通知」(以下「收受印等」という。)のいずれも存在しない場合には、当該年度の「納税証明書(その2所得金額用)」を併せて提出することで足り、また、收受日付印等及び「納税証明書(その2所得金額用)」のいずれも存在しない場合には、当該年度の課税証明書又は非課税証明書を併せて提出すれば足りる。以下同じ。)及び所得税青色申告決算書の控え(ただし、所得税青色申告決算書の控えを提出しない場合には、次号によるものとする。)
 - ロ 対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等(売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書面を原則とする。ただし、当該書類を提出できない合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、対象月の月間事業収入を確認できる他の書類によることも認める。)
 - ハ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
 - ニ 別表1に定める本人確認書類の写し
 - ホ 第8条に定める様式1による宣誓・同意書
 - ヘ その他事務局が必要と認める書類
- 三 申請者が個人事業主等であって、白色申告を行っている場合
- イ 基準年分の個人確定申告書第一表の控え
 - ロ 対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等
 - ハ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
 - ニ 別表1に定める本人確認書類の写し
 - ホ 第8条に定める様式1による宣誓・同意書
 - ヘ その他事務局が必要と認める書類
- 四 申請者が主たる収入を雑所得・給与収入で確定申告した個人事業者等の場合は、次のイからチまでの全て。
- イ 基準年分の個人確定申告書第一表の控え
 - ロ 雑所得・給与所得対象月の業務委託契約等収入が確認できる売上台帳等(売上台帳、帳面その他の令和3年(2021年)分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できない合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、対象月の月間事業収入を確認できる他の書類によることも可能とする。)
 - ハ 別表2に定める業務委託契約等収入があることを示す書類
 - ニ 申請者本人名義の国民健康保険証の写し(有効期限内であるものに限る。)
 - ホ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
 - ヘ 別表1に定める本人確認書類の写し

- ト 第8条に定める様式1による宣誓・同意書
- チ その他事務局が必要と認める書類

(証拠書類等及び基本情報の特例)

第7条 申請者は、次の各号により、証拠書類等及び基本情報の特例(以下「申請特例」という。)を用いることができる。

- 二 申請者が中小法人等の場合は、前条第4項第1号イの証拠書類等について、法人確定申告書が、合理的な理由により提出できないものと事務局が認める場合には、当該事業年度の1事業年度前の法人確定申告書の控え又は当該事業年度の確定申告で申告した若しくは申告予定の月次の事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもので代替できる。
- 三 申請者が個人事業者等(主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合を含む。)の場合は、前条第4項第2号イ、同項第3号イ及び同項第4号イの証拠書類等について、合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場合は、当該年分の住民税の申告書類の控えで代替することができる。また、当該年分の住民税の申告書類の控えについても合理的な事由により提出できないものと事務局が認めるときは、当該年の前年分の個人確定申告書の控え又は当該年の前年分の住民税の申告書類の控えで代替することができる。
- 四 次のいずれかに該当する申請者は、申請特例への該当要件(以下「申請特例該当要件」という。)を満たす場合、代替措置として、事務局が別に定める証拠書類等を提出することで、申請を行うことができる。なお、その場合、審査に時間を要する可能性があり、その他の場合に比べて給付までに時間を要する場合がある。
 - イ 令和2年(2020年)年4月から令和2年(2020年)年12月までの間(特別支援金Bの申請においては、令和2年(2020年)年4月から令和3年(2021年)年3月までの間、特別支援金Cの申請においては、令和2年(2020年)年4月から令和3年(2021年)年7月)に設立した法人である場合)
 - ロ 月当たりの事業収入の変動が大きい場合
 - ハ 事業収入を比較する2つの月の間に合併を行っている場合
 - ニ 連結納税を行っている場合
 - ホ 事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた場合
 - ヘ 平成30年(2018年)又は令和元年(2019年)年に罹災したことを証明する罹災証明書等(自らの事業用資産が損壊等の被害を受けたことを行政機関が証した公的証明。以下同じ)を有する場合
 - ト 事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した場合
 - チ 特定非営利活動法人及び公益法人等(法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人)の場合

(宣誓・同意事項)

第8条 次の第1号から第4号までのいずれにも宣誓し、次の第5号から第15号までのいずれにも同意し、様式1により宣誓及び同意した旨を記載した書類を提出した者でなければ、特別支援金を給付しない。また、申請者が虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、

知事は、当該申請者について特別支援金を給付しないこと(以下「不給付」という。)を決定する。また、申請者が既に特別支援金の給付を受けていた場合は、知事は、当該申請者との間の贈与契約を解除し、速やかに事務局に特別支援金を返還するよう求める。

一 給付要件を満たしていること

二 第6条第3項の基本情報及び同条第4項の証拠書類等(以下「基本情報等」という。)に虚偽のないこと

三 別表3で定める暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること

四 特別支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること

五 本要領で定める確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに道又は事務局が定める要請の影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により5年間保存すること

六 特別支援金Aの申請においては、国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金(以下「一時支援金」という。)、特別支援金B及び特別支援金Cの場合は、対象期間における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金(以下「月次支援金」という。)の対象とならないことを確認しており、道の特別支援金受給後に国の一時支援金または月次支援金を申請する場合は、速やかに道の特別支援金を返還すること

七 知事による営業時間短縮・休業要請に伴う協力金の対象となっている事業者(令和2年(2020年)11月から令和3年(2021年)2月(特別支援金Bの場合は、令和3年(2021年)4月から令和3年(2021年)7月)、特別支援金Cの場合は、令和3年(2021年)8月から令和3年(2021年)10月)は、営業時間短縮・休業要請等への協力や協力金の受給の有無にかかわらず、特別支援金の受給資格がないことに同意し、既に特別支援金を受給していた場合には速やかに返還すること

八 事務局又は知事が委任若しくは準委任した者の求めに応じて、第5号で保存している情報を速やかに提出すること

九 事務局又は知事が委任若しくは準委任した者が第12条に基づいて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること

十 無資格受給(申請が給付要件を満たさないにもかかわらず特別支援金を受給することをいう。)又は不正受給(偽りその他不正の行為(詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法(明治40年法律第45号)各条に規定するものをいう。)に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない特別支援金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。)等が発覚した場合には、第12条に従い特別支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること

十一 提出した基本情報等が特別支援金の事務のために第三者に提供される場合(給付要件の充足性を判断するために事務局又は道が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。)及び特別支援金の給付等に必要範囲において申請者の個人情報(第三者から取得される場合(給付要件の充足性を判断するために事務局又は道が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を

含む。)があること

十二 業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止対策を徹底していること

十三 北海道スタイルの取組を実践していること

一四 申請書に記載された情報について、公的機関（税務当局、警察、保健所、市町村等）の求めに応じて道が情報を提供することに同意すること

十五 本要領に従うこと

(不給付要件)

第9条 第4条から第8条までの規定にかかわらず、申請者は次の各号(以下「不給付要件」という。)のいずれにも該当してはならない。不給付要件のいずれかに該当する者は、たとえ不給付要件に該当しない他の事業を行っている場合であっても、特別支援金を受給することができない。

一 第11条第2項第4号の給付通知を受け取った者

二 国、法人税法別表第1に規定する公共法人

三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者

四 政治団体

五 宗教上の組織又は団体

六 特別支援金Aについては、国の一時支援金の給付を受けた事業者。特別支援金B及び特別支援金Cについては、対象期間内において国の月次支援金の給付を受けた事業者

七 知事による営業時間短縮・休業要請に伴う協力金の対象となっていた事業者（令和2年（2020年）11月から令和3年（2021年）2月（特別支援金Bの場合は、令和3年（2021年）4月から令和3年（2021年）7月、特別支援金Cの場合は、令和3年（2021年）8月から令和3年（2021年）10月）

八 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者。

九 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

十 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる者。

十一 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。

十二 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

十三 前各号に掲げる者のほか、特別支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

(審査)

第10条 事務局は、申請者により提出された基本情報等に基づいて申請内容の適格性等について審査を行い、給付要件を満たすことが確認できた場合は、次条に基づき、特別支援金の給付に係る手続を行う。ただし、事務局は、申請者の申請が、給付要件を満たさないおそれがある場合は、次の各号の対応を行う。また、必要に応じて知事が委任又は準委任した者と連携する。なお、次の各号の対応を行う場合は、審査に時間を要する可能性があり、その他の場合に比べて給付までに時間を要する場合がある。

- 一 事務局は、申請者に対して、給付要件を満たすことが確認できる基本情報等の提出の依頼(以下「不備修正依頼」という。)を行う。申請者は、不備修正依頼を受け次第、給付要件を満たすことが確認できる基本情報等を速やかに事務局に提出する等の対応(以下「不備修正」という。)を行う。
- 二 事務局は、必要に応じて、申請者に対し、第8条第5号に定める帳簿書類その他事務局が必要と認める書類(以下「追加証憑」という。)を速やかに提出することの依頼(以下「追加証憑提出依頼」という。)を行うことができる。申請者は、追加証憑提出依頼を受け次第、給付要件を満たすことが確認できる追加証憑を速やかに事務局に提出する等の対応を行う。
- 三 事務局は、申請者の申請が給付要件を明らかに満たさないと認める場合には、前2号にかかわらず、不備修正依頼又は追加証憑提出依頼を行うことなく、申請者に対して、期限を定めて、申請の取下げを依頼し、又は次条第4項に基づき不給付を決定することができる。
- 四 事務局は、不備修正依頼又は追加証憑提出依頼を行ったにもかかわらず、申請者による速やかな不備修正又は追加証憑提出が行われなかった場合には、申請者に対して、期限を定めた不備修正依頼又は追加証憑提出依頼を行うことができる。事務局は、期限内に申請者から給付要件を満たすことが確認できる基本情報等又は追加証憑が提出されなかった場合には、次条に基づき、不給付の決定及び通知を行うことができる。

(特別支援金の給付・不給付)

第11条 特別支援金は、経営持続化支援緊急特別対策事業の予算額の範囲内に限り、申請者からの申請について、知事が事務局の審査を通じて給付要件を満たすと確認した時点で成立し、知事が給付額を決定(以下「給付決定」という。)する贈与契約である。

2 特別支援金の給付は事務局を通じ、次の各号により行う。

- 一 申請者は、事務局との間で、特別支援金を申請者の委任を受けて受領し、給付決定した特別支援金(以下「給付決定額」という。)の全額を申請者に支払う旨の受領委任契約を別表4のとおり締結する。
- 二 事務局は、申請者により提出された基本情報等に基づいて申請内容の適格性等について審査を行い、審査結果を知事に別紙1により報告する。その際、申請者の委任を受けて受領する旨もあわせて報告する。
- 三 知事は、事務局による審査を踏まえ、申請者に対する特別支援金の給付額を決定し、申請者と受領委任契約を締結した事務局に対して特別支援金を支払う。
- 四 事務局は、受領委任契約に基づき、給付決定額の全額を申請者の振込先口座に速やかに振り込む。あわせて、給付した旨の通知を当該申請者に対して送付する。

- 3 事務局は、知事と申請者との贈与契約が成立した後に、事務局の責めに帰することのできない事由により特別支援金の給付ができないこと(以下「給付不能」という。)が判明した場合には、次の各号の対応を行う。
 - 一 事務局は、給付不能が判明した件数及び金額等を知事に別紙2により報告する。
 - 二 知事は、事務局による報告を踏まえ、給付不能が判明した者に対する給付決定を取り消し、当該者との贈与契約を解除する。
 - 三 事務局は、知事との贈与契約が解除された者に対する給付決定額のうち、既に受領していた特別支援金の全額を道に返納する。
- 4 事務局が審査を経て申請者の申請が給付要件を満たさないと判断した場合(提出された基本情報等が真正なものではないと判断した場合を含む。)、給付要件を満たすことが確認できないと判断した場合、又は前項第2号により知事が給付決定の取消しを行った場合には、知事は、当該申請について不給付を決定する。事務局は、不給付とする旨の通知を当該申請者に対して送付する。
- 5 事務局は、第2項の経理を行うに当たっては、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、事務事業の完了の日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(特別支援金に係る無資格受給・不正受給への対応)

第12条 無資格受給のおそれがある場合は、知事は、事務局を通じ、次の各号の対応を行う。

- 一 提出された基本情報等について審査を行い不審な点がみられる場合等に調査を開始する。申請者等の関係者に対する、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査については、事務局及び知事が委任又は準委任した者において行うことを原則とし、これらの調査を行った後、当該関係者に対する対処を決定する。
 - 二 事務局等の調査の結果、申請者が無資格受給したことが判明した場合又は申請者が調査に応じなかった場合(調査のために事務局等が提出を求めた書類を申請者が提出しなかった場合を含む。)には、知事は、当該申請者との間の贈与契約を変更し、又は解除することができる。知事が当該贈与契約を変更し、又は解除した場合、事務局は、知事の指示に従い、当該申請者に対し、特別支援金に係る知事との間の贈与契約の変更又は解除に伴い、特別支援金の返還が必要である旨の通知を行う。
- 2 特別支援金の不正受給に該当する場合は、前項に加え、次の各号を適用する。
 - 一 不正受給を行った申請者は、前項第2号の特別支援金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額を支払う義務を負い、事務局は、当該申請者に対し、これらの金員を請求する旨の通知を行う。
 - 二 不正受給が発覚した場合には、知事は申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表を行うことができる。
 - 三 知事又は事務局は、不正の内容等により、不正に特別支援金を受給した申請者を告訴・告発する。
 - 3 事務局は、申請者から返還を受けた特別支援金を、申請者に代わって知事に返還する場合には、申請者から返還を受けた件数及び金額等の情報を別紙3により知事に報告する。
 - 4 知事は、前項により報告を受けた場合には、事務局に対して返還を命ずるものとする。

- 5 前項に基づく特別支援金の返還期限は、申請者との贈与契約の変更又は解除がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、その期限の翌日からこれを返還する日までの期間に応じ、当該未返納金額に対し、道が決定する率を乗じて計算した金額を支払わなければならない。
- 6 特別支援金は、事務局の審査を経て知事が給付額を決定する贈与契約であり、原則として民法（明治29年法律第89号）が適用され、贈与契約の変更又は解除及び給付決定の取消しについては、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）上の不服申立ての対象とならない。

（その他）

第13条 道又は事務局は、申請者に対して、特別支援金に関するアンケート回答依頼又は各種支援策等の連絡を行うことができる。

附 則

この申請・給付要領は、令和3年4月1日から施行する。

この申請・給付要領は、令和3年7月2日から施行する。

この申請・給付要領は、令和3年8月2日から施行する。

この申請・給付要領は、令和3年10月12日から施行する。